

松江市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

松江市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成27年松江市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第2条 省令第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から<u>令和10年3月31日</u>までの間(本市の区域が当該期間内に当該地方活力向上地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間)に、法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合は、当該特別償却設備である機械及び装置、建物又は構築物並びに当該建物又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、当該設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合</p>	<p>(固定資産税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第2条 省令第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から<u>令和8年3月31日</u>までの間(本市の区域が当該期間内に当該地方活力向上地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間)に、法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合は、当該特別償却設備である機械及び装置、建物又は構築物並びに当該建物又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、当該設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合に</p>

においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、法第17条の2第1項第1号に規定する事業に係るものにあつては課税を免除し、法第17条の2第1項第2号に規定する事業に係るものにあつては、松江市税賦課徴収条例(平成17年松江市条例第59号)第62条の規定にかかわらず、その税率を、次の表の左欄に掲げる事業区分及び中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

略

においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、法第17条の2第1項第1号に規定する事業に係るものにあつては課税を免除し、法第17条の2第1項第2号に規定する事業に係るものにあつては、松江市税賦課徴収条例(平成17年松江市条例第59号)第62条の規定にかかわらず、その税率を、次の表の左欄に掲げる事業区分及び中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。